

金融支援の施策のご案内について

(1) 融資関係について

① 日本政策金融公庫 (政府系金融機関)

https://www.jfc.go.jp/n/info/pdf/topics_200312aa.pdf (融資制度の拡充)

https://www.jfc.go.jp/n/info/pdf/topics_200311a.pdf (農林漁業者等向け)



・「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(新規)

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者対象(フリーランスを含む)
信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

※1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合はさかのぼって適用が可能です。すでに相談・融資済の方も、再度ご相談をご検討ください。

・「特別利子補給制度」(新規): 上記の貸し付けを受けた企業等で、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。「特別利子補給制度」を併用することで無利子・無担保の融資制度とします。

・マル経融資の金利引き下げ(新規) (小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経))

商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引下げ、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

・その他、生活衛生改善貸付、セーフティーネット貸付等の制度もあります。よくご相談ください。

◆お問い合わせ窓口(日本政策金融公庫) Q&Aが追加・申請書等が更新されています。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

・日本政策金融公庫 松山支店(平日 9:00-17:00)

国民生活事業 089-941-6148 中小企業事業 089-943-1231 農林水産事業 089-933-3371

・日本政策金融公庫 新居浜支店 国民生活事業 0897-33-9101

・日本政策金融公庫 宇和島支店 国民生活事業 0895-22-4766

・休日相談窓口 0120-112476(国民生活事業) 0120-327790(中小企業事業) 0120-926478

(農林水産事業/食品製造業含む)

② 商工中金(政府系金融機関)による「危機対応業務」 資金繰り対策を実施予定

<https://www.shokochukin.co.jp/victims/index.html> (商工中金ホームページ)

◆お問い合わせ・経営相談窓口

商工中金 松山支店(松山市千舟町 3-3-8)

TEL 089-921-9151(平日 9:00-17:00) 土日祝・休日相談 0120-542-711(9:00-17:00)

現在も、他の金融機関と同様、新規含めて融資等の相談ができます。



③愛媛県 県制度融資「緊急経済対策特別資金」

新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月間の売上が過去3か年のいずれかの年の同期に比べて3%以上減少している方。融資利率1.50%

詳しくはこちら。伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫等の取扱金融機関等を掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/20200228coronavirus.html>



(2)信用保証について

- ・「セーフティーネット(SN)4号」
- ・「セーフティーネット(SN)5号(全国的に業況が悪化している指定業種を営み、売上高等が減少している中小企業者)」指定316業種へ拡大しました。

<https://www.ehime-cgc.or.jp/news/file/7323142fad57cd06cfa478867ed4bc15a80fcac4.pdf>

さらに別枠で、新たに「危機関連保証」(2.8億円)として全国・全業種を対象に100%保証します。



◆お問い合わせ・窓口:愛媛県信用保証協会 <https://www.ehime-cgc.or.jp/>

(松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン)

9:00~17:00(土日電話相談も可)

※愛媛県信用保証協会業務統括部 企業支援課 089-931-2114

松山事業部 089-931-2118 新居浜支所 0897-33-8282 今治支所 0898-23-0170

八幡浜支所 0894-22-2003 宇和島支所 0895-22-6556

(3)各省庁・国から金融機関への配慮要請について

他県同友会では金融機関との交渉の中で、毎月の借入元金の支払猶予をしてもらうなどの対応を得る企業もあるなど、既往債務の条件変更してもらう事例などが紹介されています。

【当面の貸付業務について(2月7日)】

①適時適切な貸出、②返済猶予等の既往債務の条件変更、③企業の実績に応じた十分な対応等

【年度末の繁忙期を控えて(2月28日)】

①迅速かつ積極的に対応、②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応、③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について(3月6日)】

①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと、

②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

民間金融機関にも、金融庁から事業者への積極的な支援(事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等)を実施するよう、計3回要請済み。

◆お問い合わせ窓口:金融庁相談ダイヤル TEL 0120-156811(フリーダイヤル)